

第 12 回 通常 総会 開催

去る 5 月 21 日(木)に荒川法人会館において公益社団法人として第 12 回(通算 29 回)源泉部会通常総会が開催されました。

当日は、親会の安達副会長、来賓として荒川税務署の赤壁署長、山田副署長、向田法人 2 部門統括官、鈴木法人 2 部門上席のご臨席の上、次の各議案について審議され、承認されました。

議 案

第 1 号議案 『令和 5 年度事業報告承認の件』

第 2 号議案 『令和 5 年度収支報告承認の件』

報告事項

『令和 6 年度事業計画の件』

『令和 6 年度収支予算の件』

※平成 25 年 4 月からの公益社団法人移行に伴い、「事業計画」「収支予算」は役員会の決議事項になりました。

令和 6 年度の事業はコロナ禍前と同様の規模・内容で行うこととし、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、様々な分野の研修を展開してまいりたいと思っております。今後とも皆様方のますますのご協力とご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 6 年度事業計画及び収支予算は 4 ページに掲載しております。

(令和 5 年度事業報告と決算報告及び監査報告は紙面の都合上掲載を省略いたしました。)

荒川税務署からのお知らせ

源泉所得税の改正のあらまし

令和6年4月

抜粋版

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和6年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、令和6年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

- 1 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されます。定額減税の詳細については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。**



定額減税特設サイト

- 2 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置が講じられました。**

- (1) 特例対象個人^(注1)が、認定住宅等^(注2)の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得（以下「認定住宅等の新築等」といいます。）又は買取再販認定住宅等の取得^(注3)をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして所得税額の特別控除が適用できることとされました。

住宅の区分	借入限度額		
	改正前	改正後	
		特例対象個人	左記以外
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円	3,000万円

(注) 1 「特例対象個人」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。次の(2)においても同じです。

2 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。次の(2)においても同じです。

3 「買取再販認定住宅等の取得」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもののその宅地建物取引業者からの取得をいいます。次の(2)においても同じです。

- (2) 特例対象個人である住宅被災者^(注)が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして所得税額の特別控除が適用できることとされました。

(注) 居住の用に供していた家屋が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった者をいいます。

住宅の区分	借入限度額		
	改正前	改正後	
		特例対象個人	左記以外
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅			
省エネ基準適合住宅			

- (3) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和（原則：50㎡）する措置が、令和6年12月31日以前（改正前：令和5年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

R 6.7月

荒川税務署の人事異動（抜粋）

去る7月10日付、荒川税務署で人事異動があり、次の方々（抜粋）が異動となりました。

氏名・勤務先 職名	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署 等	氏 名	新 任 部 署 等
署 長	沼 口 秀 樹	高松局 川島署長	赤 壁 隆 司	局 課税第一部 資料調査第1課長
副 署 長	近 藤 奈 沖	渋谷署 副署長	山 田 和 哉	東京地裁 裁判所調査官
総 務 課 長	豊 間 根 純	留 任	豊 間 根 純	留 任
総 務 課 長 補 佐	山 田 貴 美 世	局 徴収部 納税管理官付実査官	江 藤 恵	品川署 管理運営連調官
法 人 1 統 括 官	山 根 大 輔	局 総務部厚生課 厚生専門官	荒 木 佳 一	芝署 特別調査官（法人）
法 人 1 審 理 上 席	佐 伯 渉	柏署 法人課税第1部門	板 本 真 一	川崎南署 法人課税第6部門統括官
法 人 2 統 括 官	向 田 佳 史	留 任	向 田 佳 史	留 任
法 人 2 上 席	金 田 俊 允	日本橋署 個人課税第2部門	鈴 木 純 子	大手町業務センター

どうぞよろしく願いいたします。

第12回通常総会で承認された、事業計画と収支予算は下記のとおりです。

《 令和6年度 事業計画 》

開催月日	内 容
令和 6年 4月17日	役員 会
令和 6年 5月21日	通 常 総 会
令和 6年 5月31日	定 額 減 税 説 明 会
令和 6年 7月 日	役 員 会
令和 6年 9月 日	研 修 会（旅行会）
令和 6年11月12日	年 末 調 整 説 明 会
令和 7年 1月 日	研 修 会

※ ① その他必要に応じて役員会および研修会を開催する。

※ ② 日程については変更する場合もある。

《 令和6年度 収支予算 》

【 収入の部 】		【 支出の部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
受取負担金	260,000	会 議 費	250,000
会員親睦事業収入	150,000	会 場 費	50,000
雑 収 入	30,000	渉外慶弔費	50,000
活動費交付金	281,272	通信運搬費	100,000
前期繰越金	518,728	消 耗 品 費	20,000
		旅費交通費	150,000
		委 託 費	200,000
		新聞図書費	100,000
		諸 謝 金	200,000
		支払手数料	20,000
		印刷製本費	50,000
		雑 費	50,000
合 計	1,240,000	合 計	1,240,000

お問い合わせ先	公益社団法人 荒川法人会 事務局 担当者：吾妻良夫 ☎ 03-3893-9836
---------	---